

困難な問題を抱える若年女性支援のためのセミナー

令和4年2月8日（火）近畿・中国・四国ブロック <オンライン開催>

【事例紹介講演3】

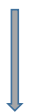
ぬっくの活動概要と ぬっくで出会う子どもたちの実情と支援について

NPO法人子どもセンターぬっく・弁護士
森 本 志 磨 子

NPO法人子どもセンターぬっくの活動概要

‘15年9月1日 NPO法人として設立認証

‘16年4月1日 大阪で初めて緊急一時保護の家子どもシェルターを開設



対象は、居場所のない義務教育終了後～20才未満の女子*

措置費・会費・寄付・助成金等で運営

‘22年2月5日現在 入居136名、うち133名が退居

なお、‘16.4～‘17.3(1年間)の相談件数は52件

‘20.4～20.9(半年)の〃は90件

‘17年5月18日 子ども110番(電話相談)を開始

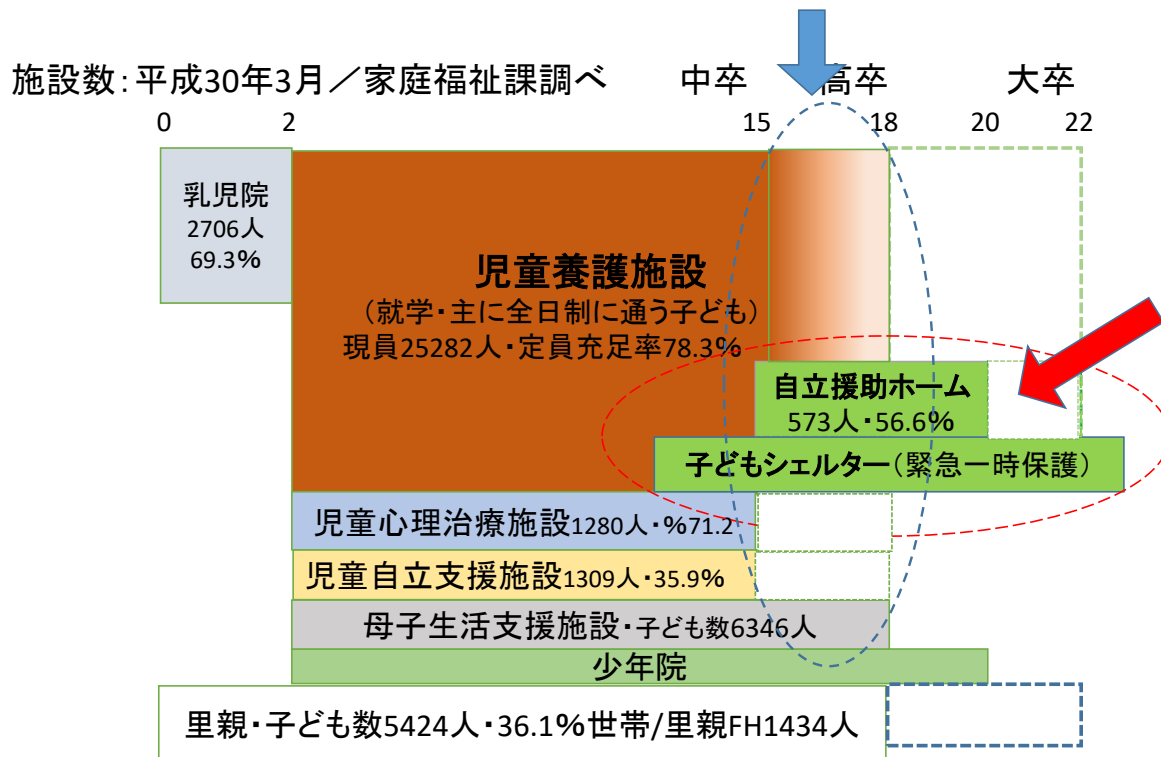
0120-528-184 (子には 居場所)

性別問わず、原則10代20代若者→入居しないケースも対応

‘20年4月 中長期の自立準備生活の場自立援助ホーム“Re-Co(りこ)”を開設

その他の活動 勉強会 年3回程度 シンポジウム 年1回

子どもシェルターが必要となった背景事情等①～社会的養護の現状



2

子どもシェルターが必要となった背景事情等②

- 対象** 高校生年齢の被虐待(＋発達・知的障がい、若年妊婦★、非行・少年院仮退院★)
 → 既存施設が受け入れない、最後の受け皿
 18、19歳の被虐待 → 一時保護できない
 LGBTのFTM、特に性虐待・性被害 → 個別対応・家庭的雰囲気
 主観的に虐待と感じ居場所がない子(障がい、精神疾患、依存) → 児相対応困難
 暴言・暴力等で施設不適応 → 施設にも居場所がない
 社会的入院★ → 社会に受け皿がない
 20歳を超えて実家に居場所がない人 → 制度がない「私的契約」

心身の病... 自傷、依存(彼氏・セックス・スマホ)、PTSD(様)症状、大量服薬、摂食障害、引きこもり → お試し・不定愁訴・職員後追い、入院・救急搬送(自傷、解離)

支援 温かい日常生活、入通院同行、親子・親族等調整(協議・再統合、親権停止・離縁・扶養請求等の法的対応)、住む場所(不動産探し・賃貸借・引越・生保申請、手帳取得・GH、入院)、スマホ契約、就職(職探し・面接同行)・就学(学校・教委)等

コタン(子ども担当弁護士) → 「私の弁護士・私のコタン」

3

子どもシェルターとは

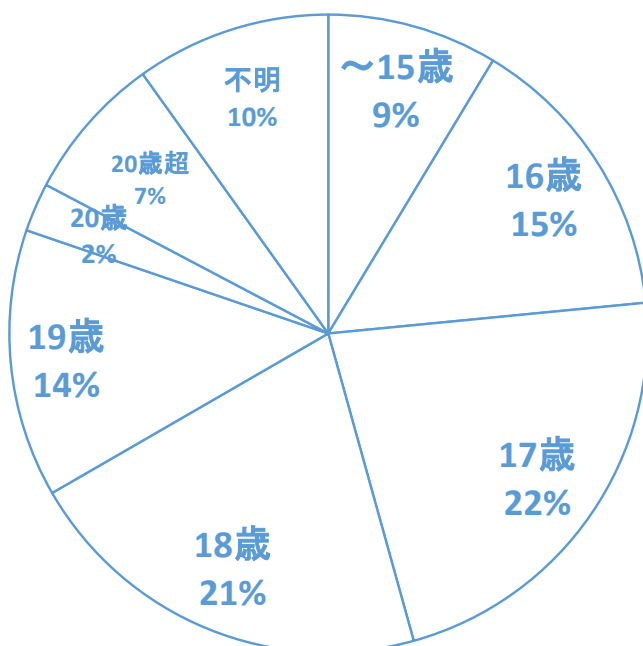
- ★ 貧困、虐待などにより、今日寝るところがない、ネットカフェや友人宅を転々など、居場所を失った子どもたちの緊急避難の場（一軒家）
- ★ 子どもたちが**安心・安全に暮らせる、家庭的なぬくもりのある環境**を提供
24時間スタッフら常駐、**子どもの言動に寄り添い、その声を拾い上げる**
- ★ 15～19歳（実際は13～24歳）女子、2か月程度（＼7カ月余り）
子どもシェルターは、自立援助ホーム（児福法）の一類型
- ★ 傷ついた**心と身体を休め**、一歩踏み出せるまで大人が寄り添い、**次の居場所やこれからの生活について一緒に考える場**
- ★ 子ども一人ひとりに、**無償で、子ども担当弁護士（コタン）**が就く。
※**子どもの代理人制度（日弁連）**を利用

4

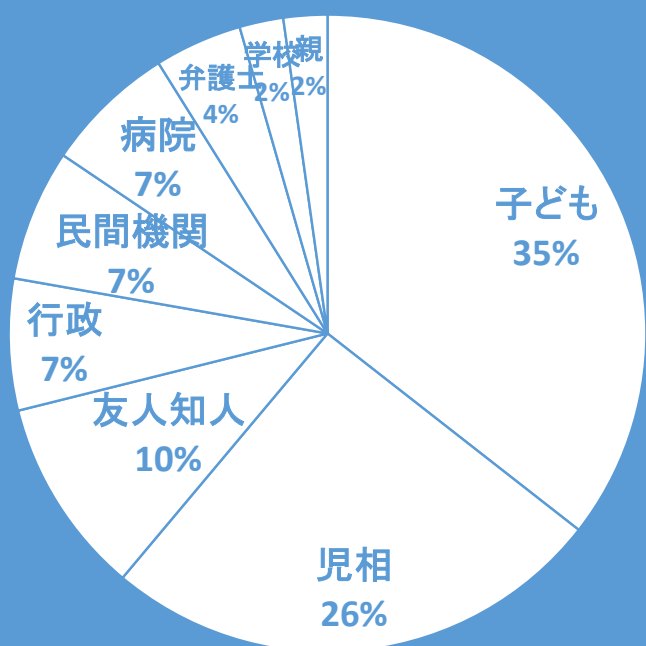
シェルター入居の相談等（電話相談） 90件 2020.4～2020.9（半年間）

→シェルター入居10件、Re-Co2件、協力家主2件

相談対象者の年齢



相談件数



5

ケース①とコタン

【ケース概要】

高3・18歳、暴言・身体的暴力・経済的搾取、母への暴力

家族 継父、母、本人、弟 準備1週間＋入居期間(1カ月)

高校の先生を通じて、ぬっくを知る。「具体的に何をしてくれるんですか。」

【対応】

刑事手続を利用

警察(刑事部)と協議、母と面談→本人の被害届→継父を逮捕・勾留

起訴・公判手続(被害者参加)→執行猶予判決、損害賠償命令手続で継父と和解

本人 子どもシェルター入居:児相の承認 高校の先生

母・弟 母子生活支援施設へ入居

他府県の支援団体(他府県弁護士の紹介)へつなぐ→就職斡旋・一人暮らし

子どもの代理人(日弁連・無償) + 国選被害者参加弁護士

6

ケース②とコタン

【ケース概要】

18～19歳女子 彼氏のDV

施設(児童養護施設、児童自立支援施設等)→自宅→施設・・・→自立援助ホーム

→就労退去、彼氏と同居(DV被害)

家族 母、男性、本人 準備2週間＋入居期間(1カ月半)

「彼氏が暴力振るったことを反省していない。」「怖い。」

【対応】

児相 子どもシェルター入居承認

生活保護を利用

子どもシェルター入居 →一人暮らし

生保(2か所)、雇用主、不動産仲介業者(法人契約)、過去の入所ホーム

区役所(住所秘匿:支援措置申し出)、彼氏との窓口

子どもの代理人(日弁連・無償)・・・シェルター入居、生保申請、彼氏・親との窓口等

7

ケース③とコタン

【ケース概要】

17歳・中卒（発達障害）、母の暴言・ネグレクト・兄のお世話
家族 母、男性、兄、本人 準備1カ月半＋入居期間（6か月余り）
精神病院より電話相談。「家に帰りたくないのに、帰らされる。」

【対応】

児相・病院と協議（方針変更：家庭復帰からシェルター入居へ）

家庭裁判所を利用（親権停止→事実上の未成年後見）

子どもシェルター入居

（通院、受験高校・教委・中学、スマホ契約、生保・障害福祉、手帳再発行、GH探し）

→生保・GH（不適応）・高校①→LS・高校②・アルバイト→一人暮らし

子どもの代理人（日弁連・無償）・・・シェルター入居、生保申請、家裁の手続代理人

8

ケース④とコタン

【ケース概要】

17歳妊婦 彼氏の親が警察へ「面倒を見れない。」
「行くところがない。」

【対応】

児相 子どもシェルター入居承認、乳児を乳児院（特別養子縁組）へ

子どもシェルター入居 →入院・出産 →再入居 →一人暮らし/知人宅

病院探し（産婦人科）、母子生活支援施設、生保（2か所）、協力家主（法人契約）

子どもの代理人（日弁連・無償）・・・シェルター入居、病院探し、母・知人との関係調整

9

ケース⑤とコタン

【ケース概要】と【対応】

- A 少年院仮退院 →子どもシェルター入所 →入院(思春期病棟)→一保→里親
保護観察所、児相、医師・看護師
- B 母子生活支援施設 →入院(精神科) →子どもシェルター入所 →入院(精神科)
施設職員、医師・MSW(精神科)
- C 家出、援助交際等 →一保 →子どもシェルター入所 →ぐ犯送致・観護措置(家裁)
- D 家裁送致 →試験観察・子どもシェルター入居 →保護観察・自宅/一人暮らし

子どもの代理人(日弁連・無償) シェルター入居、少年院仮退院後の環境調整
付添人(C、日弁連・本人申込無償)

10

若年女性支援での苦労、工夫について ～思いや意見を聞く、その表明を支援するとは？～

- (1) 人権を制約され、虐げられてきたことによる影響を、十分に配慮する。
 - ・ SOSを出しにくい/欲求を不満で表す/複雑な思いを表現する力や意欲の減退
生活から声を拾う、他の職員への言葉や態度も考慮(情報収集)→本人に確認
⇒ 本人の意向にずれがないか、途中でも確認(変化・揺れを受け入れる)
「わからん」「どっちでもいい」「なんで動いてくれないの！」
 - ・ 信頼関係のない状態での正論やアドバイスは、無意味(有害)。
「自分を否定された」と傷つき、他者への不信感を増幅させるおそれ。
⇒ 被害者性から先に聞く。「何かがあって、そうなっているはず。」
「自分の常識を外す、あてはめない。」(違法か、モラル上か、自己加害か)
⇒ 淡々と、子の思い・希望を実現するための、提案・援助(行動)する。



まず、「歪んだ親らの考えや暴力的言動に傷つきながらも、その考えに囚われ、
暴力的な言動に出てしまったりする状態に対し、その思いに寄り添う。」
その後、「建設的で健全な考え、暴力的言動自体の問題に気づいてもらえる
関わりを考え、実践し続ける(役割分担、私メッセージ等)」

11

若年女性支援での苦労、工夫について ～思いや意見を聞く、その表明を支援するとは？～

- (2) **個人として尊重される存在** として接し、対応する。
- ・本人の持てる力を信頼（力が奪われ、抑圧されているだけ。力はある。）
 - ・**自己肯定感・自信**を少しでも回復↑
 - ・情報提供（自分に関わる事項すべてを伝える（**手続の過程も**）、正確に・図や文字でも、**正確な理解の確認**、繰り返す、リスク説明、障害への配慮）
 - ・選択・変更・失敗の保障 → **合意・ルールが押しつけになっていないか？**
 - ・できることを発見 → 小さなことでも「褒める」、「恥をかかせない」、「待つ」
 - ・**対等に、真剣に**向き合う。
原則代わりにしない。できそうなことはすべて自分で。 **※頑張るのは本人**
過酷な人生を生きぬいてきたことへのねぎらい・尊敬、学ぶ気持ち（相互作用）
×こんなことも知らないの！ ×同情 ×やってあげる ×上（持てる者）から下へ支援する。
 - ・**誠実に。迎合しない**（できないことはできない、やるべきでないのでやらない等と明言）。
 - ・**思いのこもった言葉や態度で**
- (3) **他人を頼る、甘えることは、必要で迷惑をかけることではない**と伝え続ける。
「自分と同じ境遇にある人（他人）に、どう言葉をかけるか？」

12

若年女性支援での苦労、工夫について ～シェルターや自立援助ホームを運営して～

- (1) 「面談」ではなく**「生活」**から見えるもの・気づくことの重要性
職員・ボランティア・コタンなど、**いろんな立場の人が関わる**
→ 見せる顔が違うことが多い
- (2) **同じような年代・経験・立場の者との同居や、交流**
似た経験・似た年代・似た被害体験者からの言葉は、心に響くことが多い。
- (3) **現実的な約束**をすることと、本人の状況を踏まえた上でより望ましい選択について伝えることの重要性
門限・宿泊・スマホルールなどを通じて。
約束（互いの合意）が、真の合意となっているか？
押し付けられたと相手を感じていないか？

13

組織としての課題と工夫 弁護士からみた福祉職等との協働

- (1) 対等な関係づくりが難しい。
- (2) 意思表示が、直接的でない／議論し合うことを避ける／“言わない”という選択をする。
非常勤だから、担当でないから、専門職でないから、若いから…
長くその場に居る人、専門職、上司がパワーを持つ⇒その自覚を、常に意識的に伝える
「こうしてはどうか」 → 否定されたと受け止める。
「意見と根拠を整然と言う」 → 論破されたと受け止める。
「否定する趣旨ではない。」「そういう意図ではない。」と毎回、断りを入れて伝える。
例)「私はそんなことは言っていない。」「子どもが△△と言うかもしれないが。」
誰から、どう伝えるのがよいか？を常に検討する。
- (4) 言わないが、考え・思いや不満はある。⇒放置すると、誤解・不信感を増幅
言わない≠納得 言いたいことは、直接言ってもらえないことの方が多い。
- (5) 真意を言葉(だけ)で表現しようとしなない。言動から推し量られるものとの認識。
雑談の重要性(人柄、コミュニケーションの違いについて相互理解を深める)

14

子どもと大人、大人同士、子ども同士

誰だって、思っていること考えていることは、ある。

それが、出し合える関係を作る。

⇒対等であること、一人の人として尊重されることの大前提。

- ・意思の確認、合意の形成において、手続を保障することを常に意識。
- ・雑談・研修後の意見交換などは、大切なこと。

互いの人柄・コミュニケーション・特徴などについて理解を深める。

- ・パワーを自覚、対等な関係は意識的に作り、維持する必要のあるもの
- ・「代わり」にせず、「一緒にやる」。
- ・「待つこと」と、「放置してはいけないこと」を、常に意識して区別。
→後者は、どうしてよいかわからなくても、動かしていく必要がある。

15

ありがとうございました！